

## 千葉県災害福祉支援チーム設置運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）構成団体の相互協力の下、千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定書（以下、「協定書」という。）に基づく千葉県災害福祉支援チームの設置及び運営に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大規模災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるものと認められる規模の災害
- 二 避難所等 一般避難所、福祉避難所
- 三 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児の他、避難所等での生活において特別な配慮を必要とする者
- 四 千葉県災害福祉支援チーム 福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害時、避難所等において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）
- 五 チーム員 チームを構成する者

### (チーム員候補者の届出)

第3条 協定書第2条第1項に基づく協力依頼に対し、チームへの協力が可能な施設、事業所、法人又は個人会員は、以下の区分により県に対し届出を行う。

- 一 チームへの協力が可能な施設等を所管する法人（以下、「協力法人」という。）は、千葉県災害福祉支援チーム協力施設等届出書（様式第1号）によりチーム員候補者の届出を行う。
  - 二 チームへの協力が可能な個人会員であって、施設等に所属しない者については、その者が所属する協定締結団体（以下、「協力団体」という。）が千葉県災害福祉支援チーム協力会員等届出書（様式第2号）によりチーム員候補者の届出を行う。
- 2 チーム員候補者は、原則として3年以上の実務経験を有する者、またはこれと同等の能力を有する者で、第4条第1項に規定する登録時研修について受講可能な者とする。

### (チーム員の登録)

第4条 県及び社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）は、前条により届出のあったチーム員候補者について、災害時の福祉支援に関する基礎的な研修である登録時研修を行う。

- 2 県は、登録時研修を修了した者を、千葉県災害福祉支援チーム員登録者名簿（様式第3号）（以下、登録者名簿という。）に登録するとともに、千葉県災害福祉支援チーム員登録証（様式第4号）（以下、「登録証」という。）を各チーム員に交付する。
- 3 協力法人及び協力団体（以下、「協力法人等」という。）は、前項により登録されたチーム員について、登録内容に変更が生じたときは、速やかに千葉県災害福祉支援チーム員変更届出書（様式第5号）を県に提出する。
- 4 県は、協力法人等から前項の変更届出書が提出されたときは、登録者名簿を修正する。

- 5 チーム員は、登録証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに千葉県災害福祉支援チーム員登録証再交付申請書（様式第6号）を県に提出し、新たな登録証の再交付を受けなければならない。

（チーム員登録の抹消）

第5条 協力法人等は、登録の辞退を申し出るチーム員が生じた場合は、速やかに千葉県災害福祉支援チーム員辞退届出書（様式第7号）を県に提出するものとする。

- 2 県は、協力法人等から前項の辞退届出書が提出されたときは、当該チーム員の登録を抹消し、登録者名簿から削除する。
- 3 県は、チーム員について、チーム員活動等における法令違反や公序良俗に反する行為等が認められ、チーム員として登録を継続することが適当でないと判断したときは、当該登録者を届け出た協力法人又は協力団体と協議の上、登録を抹消し、登録者名簿から削除するものとする。
- 4 チーム員は、前2項により登録を抹消された場合、直ちに登録証を県に返還するものとする。

（千葉県DWA T本部）

第6条 協議会事務局は、災害発生時に必要に応じ千葉県災害福祉支援チーム本部（以下、「千葉県DWA T本部」という。）を設置する。

- 2 千葉県DWA T本部は、次に掲げる業務を行う。
  - 一 被災情報の収集・整理
  - 二 チーム員派遣依頼及び待機依頼の決定
  - 三 その他、チーム派遣に係る調整事務

（チームの編成等）

第7条 チームは、協定書第2条第4項の規定により登録されているチーム員で構成する。

- 2 チームは、先遣チームと支援チームとする。
- 3 先遣チームは別表に掲げる者であって、福祉支援の必要性を大局的に判断できる者で構成する。
- 4 先遣チームには、県の職員及び県社協の職員が同行する。
- 5 先遣チームの派遣期間は3～5日程度とし、活動時期は発災後概ね7日以内とする。
- 6 支援チームは、別表に掲げる者により、1チーム当たり原則5名程度で編成する。
- 7 支援チームの1チーム当たりの派遣期間は原則として5日間とし、順次交代でチーム派遣する。
- 8 支援チームの活動時期は、災害の初期（発災後概ね7日後から1か月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。
- 9 各支援チームにリーダーを置き、リーダーはチームを統括する。
- 10 各支援チームにサブリーダーを置き、サブリーダーはリーダーを補佐し、チームにおける調整業務等を行う。

（活動）

第8条 先遣チームは、次に掲げる活動を行う。

- 一 要配慮者の福祉ニーズ等の把握  
避難所等の開設状況、避難者の数、避難者のうち要配慮者の数、要配慮者の福祉ニーズ、福祉施設の被災状況等を把握するとともに、被災地の自治体等と調整を図り、支援チームの派遣の必要性を千葉県DWA T本部に報告する。
- 二 被災地のインフラ等の状況の把握  
水道、電気、ガス等のライフラインの状況及び交通、通信、宿泊場所等の状況を把握し、千葉県DWA T本部に報告する。
- 2 支援チームは、次に掲げる活動を行う。
  - 一 要配慮者の心身状態の把握（アセスメント）  
保健師チームなど他の支援チームと連携を図り、要配慮者の心身状態の把握（アセスメント）を行う。
  - 二 要配慮者のスクリーニング  
緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などにつなぐ。
  - 三 要配慮者からの相談対応  
要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
  - 四 介護等を要する者への応急的な支援  
避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等の支援を行う。
  - 五 避難所環境の整備  
避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整を行い、避難環境を良好に保つ。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者の二次被害の防止のために必要と認められる活動

(派遣基準)

- 第9条 協定書第3条及び第4条の規定による派遣基準は次のいずれかに該当するときとする。
- 一 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がチームを派遣する必要があると認めるとき。
  - 二 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町村から県に対してチームの派遣要請があったとき。  
なお、派遣要請は、原則として千葉県災害福祉支援チーム派遣要請書（様式第8号）によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。
  - 三 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県に対してチームの派遣要請があったとき。
  - 四 その他特に必要であると県が認めるとき。

(派遣等)

- 第10条 協定書第3条第1項に基づく協力法人等に対する派遣依頼は、千葉県災害福祉支援チーム員派遣依頼書（様式第9号）により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による依頼も可とし、後日、依頼書の提出を行うものとする。
- 2 各支援チームのリーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、千葉

県災害福祉支援チーム活動記録報告書（様式第 10 号）により、千葉県DWA T本部に報告するものとする。

（費用負担等）

- 第 11 条 協定書第 5 条に基づき、費用負担のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、同法の定めるところにより県に請求することができる。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、県、県社協及び各関係団体と協議の上、決定する。
- 3 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険及び賠償責任保険に加入し、その保険料を負担する。
- 4 県は平時におけるチームの研修、訓練その他チームの活動に必要な資機材の整備等に係る費用について、予算の範囲内で負担する。

（研修及び訓練等）

- 第 12 条 協定書第 6 条に規定する養成研修は、第 4 条に規定する登録時研修及びスキルアップ研修等とする。
- 2 県は、前項に規定する研修を修了したチーム員に対し、修了証書（様式第 11 号）を交付するものとする。
- 3 チーム員登録者及び協力法人等は、県及び県社協が行う研修及び訓練等への参加に努めるものとする。

（周知・啓発等）

- 第 13 条 協議会は、災害時にチームが避難所等において円滑に活動を行うことができるよう、平時において、チームの活動に関する地域住民等への周知・啓発活動に取り組むものとする。

（その他）

- 第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、令和 2 年 1 1 月 2 0 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

区分	名称
国家資格又は公的資格等	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、相談支援専門員、精神保健福祉士、手話通訳士、保育士、看護師、リハビリ専門職、管理栄養士、臨床心理士 等
職種	生活相談員、生活支援員、独立型社会福祉士、介護職員、ケアマネジャー、訪問介護員、手話通訳者、要約筆記者、地域包括支援センター職員 等